

一気に
肌寒くなって
きましたね。

豊中市議会議員
無所属



豊中の未来を描こう！！

かんばらこういちろう 神原 宏 一 郎 の つ な が り 通 信 ～生活・社会そして人・・・すべては政治とつながっている～

関心・期待感・信頼感を抱く政治へ

2017年度決算審査！！～環境福祉常任委員会～

①路上喫煙対策推進事業について～受動喫煙の防止に向けた条例づくり～

Q. 路上喫煙禁止区域の拡大を図るべきと考えるが、現在、環境部が指定している豊中駅、千里中央駅、庄内駅以外の駅への拡大をしない理由は何？

A. 喫煙マナー向上に向けた路面標示の貼付や啓発活動に努め、一定の成果が現れており、今後は、吸い殻やごみの散乱状況などを勘案し、区域の指定による一定の効果が見込める場合には、必要に応じて路上喫煙禁止区域を指定することを図っていく。

Q. 受動喫煙の防止、健康増進を目的に、健康福祉部が路上喫煙禁止区域を指定することはできないのか？

A. 路上喫煙禁止区域の指定は、「豊中市路上喫煙の防止に関する条例」に基づいて行うため、その条例は環境部が所管していることから、当該禁止区域の指定は環境部が行う。

★要望★環境部としては今後も、市民の方々の喫煙マナーの向上を図るべきだが、路上喫煙の防止に関する条例は、受動喫煙の防止や健康増進を目的としておらず、健康福祉部として、受動喫煙の防止に関する条例の設定を検討すべき！！

②猫避妊去勢手術の助成金について～地道な取り組みで野良猫の抑制を～

Q. 数年前から毎年、野良猫の繁殖制限を目的として、200頭分の避妊去勢手術に関する費用助成を行っているが、野良猫は減少傾向にあるのか？

A. 野良猫の具体的な頭数は把握していないが、所有者不明の子猫の引き取り頭数は、平成25年度には135頭であったが年々減少傾向にあり、平成29年度は58頭となっている。

Q. 犬や猫等の苦情や相談があった場合の対応は、どのような体制で、どのように行っているのか？

A. 獣医師2名を含む係員10名が対応し、相談者へアドバイスを行うとともに、必要に応じて現場の確認、飼い主などの対象者への指導を行っている。

★要望★市内の野良猫の頭数の推移は把握が困難のようだが、避妊去勢手術の助成を行うことで、中長期的な野良猫の頭数の抑制にはなっていると思うので、引き続き、取り組んで欲しい。

③保健所試験検査について～保健所をもっと身近な施設へ～

Q. 保健所では、HIVの検査も行われているが、実施の経緯と実施内容、ここ数年の利用者数は？

A. 全国で増加している梅毒検査と合わせて、HIV検査を月に2回実施している。匿名で受けることができ、予約は不要、費用は無料。保健所内にある検査室で血液検査を行い、採決後約2時間で結果が分かる。検査当日に検査結果を説明するとともに、保健師が感染症に関する相談に応じている。

最近3年間の検査件数は、平成27年度266件、平成28年度226件、平成29年度267件。

★要望★もっと保健所のことを幅広く市民の方々に知って頂くために、ぜひ、市立豊中病院が実施しているオープンホスピタルのようなことを、保健所でも実施し、市民の方々が、保健所では、どんな方々が、どんな仕事をしているのかを見る機会や、実際にその仕事の一端を体験できる機会を提供できないか、検討すべき！！

神原 宏一郎の活動報告 2018年8月1日～10月31日 (抜粋) ※印は公務

- 2018年8月**
- 1日 文教常任委員会 傍聴 ※
 - 2日 環境福祉常任委員会(神原在籍) ※
 - 3日 総務常任委員会 傍聴 ※
 - 4日 豊中市・沖縄市兄弟都市少年野球親善交流開会式 豊中まつりボランティア
 - 5日 さくらナースリー竣工・内覧会・豊中まつりボランティア
 - 7日 都市計画審議会 ※
 - 8日 高校野球選手権100回大会記念展
 - 9日 議会運営委員会 傍聴・7月臨時会 本会議 ※
 - 12日 堀田会館大掃除
 - 16日 関西若手議員の会総会・研修会
 - 17日 豊中豊友・隠岐の島交流事業
 - 18日 「第16回ごんせ CUP」観戦
 - 25日 前向きサロン(市政報告会)
 - 30日 議会運営委員会 傍聴 ※

- 2018年9月**
- 1日 上野公園管理に関する住民説明会
 - 6日 議会運営委員会 傍聴・9月定例会 ※
 - 8日 とよなか国際交流フェスタ
 - 11日 環境福祉常任委員会(神原在籍) ※
 - 12日 文教常任委員会 傍聴 ※
 - 13日 建設水道常任委員会 傍聴 ※
 - 14日 総務常任委員会 傍聴 ※
 - 15日 前向きサロン(市政意見交換会) 敬老の集い

- 16日 敬老の集い
 - 20日 インターン生政策提案発表会
 - 22日 うえの歩こう会
 - 27日 議会運営委員会 傍聴・9月定例会 ※
 - 28日 市立中学校体育大会
- 2018年10月**
- 6日 上野連合自治会役員会
 - 7日 市民体育祭
 - 8日 上野市民体育祭 第13回太鼓亭杯・第9回佐野カップ閉会式
 - 10日 上野小学校運動会
 - 14日 豊中豊友大運動会 市民健康展・よい歯の8020表彰式
 - 15日 環境福祉常任委員会(神原在籍) ※
 - 16日 文教常任委員会 傍聴 ※
 - 20日 文化幼稚園運動会・とよびーフェスタ
 - 21日 豊中市秋季少年野球大会開会式
 - 22日 建設水道常任委員会 傍聴 ※
 - 23日 総務常任委員会 傍聴 ※
 - 26日 高齢者レクリエーション大会
 - 27日 さくらづか保育園運動会
 - 28日 上野市民文化祭 クリーンランドフェスティバル



収支報告

2018年8月～10月分

収入	
議員報酬(注1)	¥1,923,000
合計	¥1,923,000
支出	
所得税	¥161,679
議員団費	¥9,525
事務所費用へ	¥900,000
生活費	¥851,796
合計	¥1,905,000

(注1) クリーンランド議会報酬含
(注2) イベント参加費・カンパなど
(注3) 勉強会参加費など

神原事務所 2018年8月～10月分

収入	
前月繰越残高	¥2,552,976
神原宏一郎議員報酬より	¥900,000
その他(注2)	¥10,000
合計(1)	¥3,462,976
支出	
家屋費(イベント会場含)	¥222,200
光熱費	¥15,955
通信費	¥18,736
印刷費	¥35,329
備品費	¥0
消耗品費	¥3,600
交通費	¥0
人件費	¥448,500
その他(注3)	¥68,827
合計(2)	¥813,147
次月繰越 (1)-(2)	¥2,649,829

インフォメーション

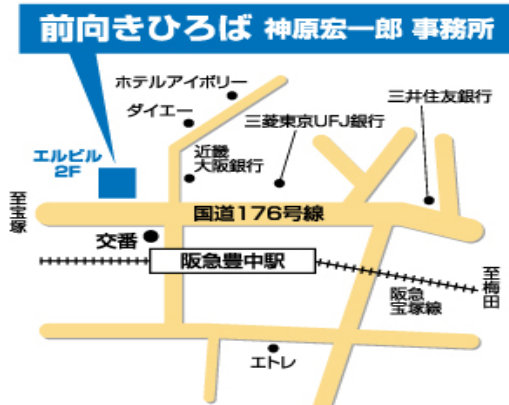
明日への架け橋 (前向きサロン)

日時: 11月24日(土)
午前: 10時～12時
場所: 堀田会館2階特別室 (阪急バス豊中高校前から徒歩5分)
参加費: 無料
主催: 前向きひろば
お問い合わせは 06-6854-5664 まで

参加者みんな情報共有・意見交換出来ればと思っています。気軽にご参加下さい！！

発行元 無所属の会(神原所属会派)
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 ☎6858-2525(代表)

神原宏一郎事務所(前向きひろば)
〒560-0021 豊中市本町3-1-20 エルビル2階
TEL & FAX: 6854-5664
平日(土・祝日は除く)の10時から17時はスタッフがおります。
young_spiritjp@yahoo.co.jp
http://www.geocities.jp/positive_square/
※この通信物は、政務活動費を使用し発行しています。



環境施策には矛盾や無駄がいっぱい！！

④プラスチック製容器包装の処理について

～再資源化に多額の税金を投入するより、焼却処理で利益をあげるべき！！～

Q. プラスチック製容器包装の処理費用の推移は？

再資源化経費の総額の約半分がプラスチック製容器包装だが、市としての問題意識は？

A. ここ数年、プラスチック製容器包装の処理費用は、約2億2000万円です。容器包装リサイクル制度を安定的に持続させていくためにも、社会全体で担うべきコストをどのように分担するか、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化、明確化を図りつつ、市町村や事業者等の費用負担をどうしていくのか改めて考え直すべき旨、国や府に要望している。

Q. 材質がほぼ同じで、焼却処理した場合の環境負荷に違いがないにも拘らず、なぜ、プラスチック製品だけを焼却処分し、プラスチック製容器包装は分別収集・再資源化しているのか？

A. プラスチック製容器包装は、平成12年4月から完全移行された容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律、いわゆる「容器包装リサイクル法」に基づき、事業者がリサイクルの費用を負担しているのに対して、プラスチック製品はリサイクル費用を負担するものが法律で定められていないため。

Q. 市民が分別して排出したプラスチック製容器包装の量はどれくらいなのか？

市が収集運搬し、クリーンランドで手選別された後、どのような処理がされているのか？

A. 平成28年度のプラスチック製容器包装搬出量は、約4400トン。そのうち、約500トンは、再資源化（パレットなどプラスチック製品に再生）され、残りの約3900トンは、コークス化学原料化されて製鉄に使う材料になったり、発電用ガスなどに再生されたりしている。

★意見★プラスチック製容器包装は、焼却処理して熱回収すべき！！

理由その① リサイクルに毎年2億2千万円もの税金が使われている

理由その② 焼却処理して、熱回収（サーマルリサイクル）し、発生した熱を電力にし、売電すれば数億円の利益になる

理由その③ 同じ材質のプラスチック製品は焼却処理している

理由その④ プラスチック製品と同様に可燃ごみとして収集すれば、市民の分別の手間も、クリーンランドでの手選別の手間も軽減でき、市の収集運搬の効率も上がる

理由その⑤ 市民が分別排出したプラスチック製容器包装の1割強しか、再商品化されていない

理由その⑥ 古紙や空き缶、ペットボトルなどと異なり、プラスチック製容器包装は売却益がない

理由その⑦ 焼却処理している自治体も少なくない。実際に、お隣の吹田市は、焼却処理している

⑤ペットボトルの分別収集について

～効率的な収集方法をも追求すべき！！～

Q. なぜ、ペットボトルだけ、市の収集とは別に拠点回収も行っているのか？

拠点回収だけにするか、市の収集だけにして、2300万円もの経費の抑制を図れないか？

A. 平成5年から行っている拠点回収を補完する形で、市のペットボトルの収集を平成24年から始めた。市民の利便性の向上につながっていると考えており、今後も市の収集と拠点回収を併用していく。

Q. 拠点回収と市の収集で回収されているペットボトルの割合は

A. 平成29年度の実績では、約740トンの回収量のうち、約34%にあたる250トンが拠点回収、約66%にあたる約490トンが市の収集。

Q. 市民が分別して排出したペットボトルはどれだけあり、どのような処理がされたのか？

また、ペットボトルは有価物として扱われているが、売却益はどれくらいあったのか？

A. 平成29年度のペットボトルの回収量は約740トンで、その内、約640トンが再商品化された。

売却額については、1トンあたり約49600円で、豊中市の売却額は約3160万円。

★意見★拠点回収の場所を見直すべき！！

理由その① 補完的に行っている市の収集量が増加し、拠点回収の収集量を大幅に上回っている

理由その② 拠点数が266か所もあるが、ほとんど利用されていない拠点がかなりある

理由その③ 拠点数を減らすことで、収集事業者への委託料の抑制ができる

⑥生ごみ・剪定枝堆肥化事業について

～公園等の剪定枝の処理でも税金の無駄遣いが！！～

Q. 公園等の剪定枝の極一部を多額の税金を使って、チップ化する意義と妥当性について、市の見解は？

A. 剪定枝のチップ化は、生ごみ・剪定枝堆肥化事業と同じく、行政の率先した取り組みとして、再資源化を行い、資源循環の啓発や環境学習等に活用することで、循環型社会を推進するものであり、必要なものと考えている。

Q. とよっぴーの原価と、市民への売却単価は？売却単価はどのような計算方法、意図で、設定しているのか？

A. 昨年度の実績をもとに原価を計算すると、1kgあたり約140円となる。一方、販売価格は、3kgで100円、10kgで200円、300kgで3000円、イベント等では2.5kgで100円。

販売価格の設定は、広く市民等への資源循環の啓発を行うことを目的に、庁内関係部局及び協働関係にある市民団体とで構成する「みどりと食品のリサイクルプラザ推進連絡会」で、市場価格などを参考に設定している。

Q. 原価と受益者負担を考慮し、とよっぴーの販売単価を決めるべきではないか？

多額の税金を投入して、極めて割安でとよっぴーを提供する必要はあるのか？

A. 当事業は、子どもたちも含めた市民の方々が、この取り組みを通じて循環型社会づくりを考え、行動することを促すために行っており、引き続き、周知・啓発に努め、持続的な循環型社会づくりを推進していきたいと考えている。

★意見★剪定枝のチップ化は税金の無駄遣い、即刻止めるべき！！

理由その① 剪定枝の大半は焼却処理されている：実にチップ化処理の2倍の量を焼却処理

(チップ化している剪定枝は約280トン、焼却処理している剪定枝は約5600トン)

理由その② チップ化は経費がかかり過ぎる：実にチップ化処理の経費は焼却処理の7倍

(剪定枝1トン当たりのチップ化経費は約68000円、焼却処理経費は約9600円)

理由その③ ほとんどの市民が公園等の剪定枝をチップ化処理していることを知らない

理由その④ とよっぴーは原価割れしており、販売単価を見直すか、経費の抑制を図る必要がある

⑦生ごみの抑制について

～ディスポーザーの推進で生活も向上！！～

Q. 最近の新設マンションなどでは『ディスポーザー（シンク下に設置可能な生ごみ粉碎機）』が標準的な設備の一つとなりつつある。シンクの下スペースに生ごみを入れ、蓋を閉めると水道水が出て、粉碎機が稼働して生ごみを粉碎処理し、排水処理槽で浄化処理をした後、下水に排水される。そのため、ディスポーザーを使うことで、生ごみを焼却処理するよりも、環境負荷の軽減や焼却処理やごみ収集等も含めて環境コストの抑制にもなるのではないか？

A. 定期的なメンテナンスが実施されないと規定の水質基準を上回る水が公共下水道や終末処理場へ流れる恐れもあること、建物内の配管を定期的に掃除しないと破砕物が付着してしまい詰りの原因となること、繊維質の多い厨茶、大きな骨や貝殻、レジ袋など本来投入すべきでない物を破砕してしまうと故障の原因となるなどのリスクがあることからディスポーザーを普及していくことについての検討を行ったことはない。

Q. 生ごみの排出量の抑制を目的に、ディスポーザーの設置の推奨や、設置補助制度の構築をすべきではないか？

A. 現在、ディスポーザー使用による生ごみ削減については、検討に至っていないが、頂いた質問については、ディスポーザーの取扱要綱を定めている上下水道局に対して情報提供したい。

★意見★ディスポーザーの設置に助成制度を創設すべき！！

理由その① 生ごみを家庭内に溜めず、常に排出処理できるため、虫や悪臭などの発生が防止できる

理由その② 生ごみの量が減れば、高齢者等のごみ出しの際の負担軽減になる

理由その③ 市は、生ごみを排出する際に水を切るように推奨しているが、その手間が省ける

理由その④ 市民が排出する可燃ごみは年間約10万トンで、その4割が生ごみであり、生ごみの排出量を抑制出来れば、ごみの排出量は大幅に減少させることができ、環境負荷の軽減になる

理由その⑤ ごみの排出量が減ると、収集運搬や焼却処理に要する経費も削減できる



決算審議の全容はホームページをご覧ください。

http://www.geocities.jp/positive_square/

皆さまのご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

メールアドレス：young_spiritjp@yahoo.co.jp

